［二六四～二七八　略］

二七九	削除	
二八〇	削除	

［二八一～三一三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十三　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）
［1～76　略］	
77	削除

改正前	
1　［同左］	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）
［1～76　同左］	
77	(1)　東京都大田区下丸子3―1―15（74.80） (2)　東京都大田区久が原3―34―13（35.90）

［二六四～二七八　同上］

二七九	(一)　長野県飯田市中央通り二丁目六番地（五六三・〇〇）	〇・〇〇八・一〇	五〇
	(二)　長野県飯田市上久堅三七〇九番（七四五・六〇）		
二八〇	(一)　長野県諏訪市諏訪二丁目一〇番九号（八四七・三〇）	〇・〇〇〇・九四	五〇
	(二)　長野県岡谷市長地御所二丁目五一四四番一（七九一・八〇）	三・七二四・〇二	五〇

長野県飯田市　中央通り一丁目、中央通り二丁目、吾妻町、伝馬町一丁目、松尾町一丁目、銀座一丁目、主税町、長姫町、追手町二丁目、水の手町、鼎西鼎、鼎下山、松尾常盤台、松尾久井、松尾上溝、松尾水城、松尾明、下久堅下虎岩、虎岩、上久堅	
長野県諏訪市　諏訪一丁目、諏訪二丁目、末広、大手一丁目、湖岸通り三丁目、湖岸通り四丁目	
長野県諏訪郡　下諏訪町	

［二八一～三一三　同上］